

議案質疑

全議案に対する質疑は、3月9日、13日に行われ、10人の議員が42項目に及び質疑をしました。その主なものは次のとおりです。

高齢者在宅支援事業の内容は

質疑 同事業の実施条例が今回新たに制定されるが、この事業における要援護高齢者とはおおむね65歳以上とあるが、どの範囲を示すのか。世帯の状況を調査してサービスを提供するというが、市のケアマネージャーがするのか、それとも委託か。18年度は対象者を何人想定しているのか。また、やすらぎ支援員の仕事の内容、1回当たりの時間及びその支援員の養成について伺いたい。

答弁 老人福祉法の措置の取扱いから解釈すると、特に必要があると認められる場合には60歳以上の者から該当となる。調査に当たっては、市の職員が対応することになる。18年度の対象者は、見込みであるが、生活管理指導員の派遣事業が25人、生活管理指導短期宿泊事業及びやすらぎ支援事業がどちらも10人程度を予定している。やすらぎ支援員は、対象となる認知症

高齢者の近隣に居住している者、あるいはボランティア等が認知症高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し合い等を行うこととなる。派遣時間は、1回当たり3時間以内である。支援員の養成に当たっては、基礎知識の習得や接遇、オリエンテーションの実施等を行って、支援員を養成し登録していききたい。



新設される各種委員会の審議内容と人数は

質疑 特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正において、新たに5つの委員会が加わった。これらの委員会を構成する人数、及び委員会の審議内容について伺いたい。

答弁 大学等誘致推進協議会は、議会の代表者、市内公共

団体や各界の代表者、有識者、それに市民の方若干名を加え、12名で構成する。誘致推進事業全般について調査、審議し、総括した提言も予定したい。

補助金等検討委員会は、有識者6名以内で構成する。補助金の適正化及び公正化を図るため、補助の目的、達成度、補助期限、補助の必要性等の調査検討を行い、市長に助言をいただく。

地域福祉計画策定委員会は、保健・医療・福祉関係、市民団体、公募による委員で組織し、25名以内となる。社会福祉法で規定する地域福祉計画を策定するための委員会である。

障害者福祉計画策定委員会についても、同様の委員14名以内で組織し、障害者福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の確保に関する計画を来年3月までに策定するものである。

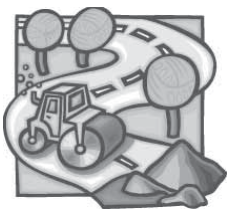
しもだて美術館美術資料収集検討委員会は、芸術文化に関して学識を有する者6名以内で組織し、美術資料収集や寄附寄託を受けるとき、教育長の諮問に応じ、適性かつ効率的な収集を図るため、調査検討を行うものである。

筑西幹線道路整備事業と合併特例債について

質疑 筑西幹線道路と位置づけられていた一本松・茂田線整備事業は、18年度予算にお

いてA区間とB区間に分けられ、それぞれ1億300万円、1億400万円が計上されている。これの整備状況と、合併特例債の充当について伺いたい。また、国道294号までの整備計画についても、併せて伺いたい。

答弁 A区間は、県道石岡・筑西線から下館ゴルフ場の西側までの約700mである。この区間については、合併特例債は対象外である。B区間は、これから南側で、県道筑西・つくば線までの約1,500mである。この部分は、17年度から事業に入ったことから、合併特例債事業の対象事業として進めている。両区間合わせて、17年度末までの事業進捗は、事業費3億9,600万円、用地買収面積2万7,646㎡で、延長920mである。県道筑西・つくば線から国道294号までは、延長3,060mで、全体事業費60億円を予定している。県の事業として、17年度末までに調査、測量、用地測量まで実施済みである。今後は、早い時期に各関係機関及び財政部局と協議を行い、19年度より事業を実施してまいりたい。



市民税の伸びと固定資産税の減の要因は

質疑 一般会計補正予算においては、法人市民税が8億3,400万円伸びている。18年度予算においても、個人市民税が4億3,710万円、法人市民税が6億3,235万円伸びた。これとは逆に、固定資産税においては、対前年比2億3,500万円の減となっている。この要因について伺いたい。

答弁 国の三位一体の改革により、税源移譲もあって税法が毎年変わっている状況にある。国全体では景気の底離れと言われ、17年度後半から製造業は緩やかな上昇傾向にあり、当市でも一部大企業の収益が大幅に改善した結果と思われる。18年度予算も、これらの要因を加味したものである。個人市民税の増については法の改正により、老年者控除の廃止、定率減税の縮小、均等割の改正によるものである。固定資産税の減については、今年度は基準年度に当たり、評価替えの年度であるため、土地、家屋の評価替えを実施しており、そのことが減額の大きな要因となっている。木造、非木造家屋の在来分6万5,000棟について評価替えをした結果、3億5,000万円以上の減額が生じた。これに新増築分を加えることになるが、差し引いても減となったものである。